

経済産業省生産動態統計調査 前回答申での指摘事項に係る対応状況について

経済産業省調査統計G 鉱工業動態統計室

経済産業省生産動態統計調査の概要

調査の目的

鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ること

調査の概要

調査
範囲

- ① 鉱産物及び工業品のうち特定の品目（約1,600品目。以下「調査品目」という。）を生産（加工を含む。）する事業所
 - ② 上記①の事業所が生産する調査品目の販売の管理を行っている事業所又は上記①の事業所へ調査品目の生産委託を行っている事業所のうち、経済産業大臣が定めるもの
- ※ 調査品目の選定や対象範囲などの統一的な見直し基準として、「**経済産業省生産動態統計調査における統一基準**」を定めている。

調査
事項

- ① 製品（生産、受入、消費、出荷、在庫）
 - ② 原材料（消費、在庫）
 - ③ 労務（月末従事者数）
 - ④ 生産能力、設備（生産能力、月末設備台数）
- ※調査票は、調査品目の種類ごとに整理された109種類の「月報」を用いる。（R4.1 調査時点）

報告
者
数

約14,000事業所

調査
系統
・
方法

経済産業省 ————— 民間事業者 ————— 報告者

▶ 調査方法：郵送又はオンラインにより調査

期
日

毎月末日現在

公
表

速報：調査月の翌月末
確報：調査月の翌々月中旬
年報：翌年6月頃

諮問第128号の答申（令和元年5月24日）における今後の課題

（1）民間事業者の活用範囲の拡大による影響分析等

民間事業者の活用範囲の拡大による調査結果への影響分析を行い、その結果を委託業務内容等の改善に活用するとともに、本委員会にも事後的に報告すること。

（2）将来的な母集団名簿の整備について

本調査の透明性の確保・向上を図る観点から、母集団名簿として使用している情報の概要や、報告者数の選定時点を調査計画に追記することについて、本委員会点検検証部会における審議状況も踏まえつつ、検討すること。また、本調査の精度を確保する観点から、経済構造実態調査に工業統計調査が包摂された場合、本調査の母集団名簿の作成方法に影響が生じる可能性があるため、将来的な母集団名簿の整備方法について、経済構造実態調査の見直し状況も踏まえ、検討すること。

（3）国民経済計算の精度向上に向けた調査対象品目の追加等について

「サービス用機器」のうち、本調査の対象とはなっていないパチンコ・スロットマシンについて、内閣府における検討・検証の結果、推計による対応が困難と判明した場合、本調査の調査対象品目の追加に向けた実査可能性を検討し、可能な限り早期に結論を得ること。また、工業統計調査と本調査の定義が同一となっているにもかかわらず、両調査結果にかい離が生じている、半導体製造装置のウェーハプロセス用処理装置及び建設・鉱山機械の建設用クレーンについて、早急にその原因を究明し、必要な改善方策を講じること。

(1) 民間事業者の活用範囲の拡大による影響分析等

- 民間事業者の活用範囲の拡大による調査結果への影響分析を行い、その結果を委託業務内容等の改善に活用するとともに、統計委員会にも事後的に報告すること。

＜調査票の回収率及びオンライン回答率の推移＞

- 調査票の回収率は、2020年3月分及び4月分調査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言の影響で一時的に落ち込んだが、5月分調査以降は、従来と同水準を確保している（図1参照）。
- オンライン回答率は、完全外注化以前は約67%で推移していたが、本調査実施事務局において、調査対象事業所に対してオンライン提出の勧奨活動を実施した結果、直近（2021年5月分調査）では72.0%に向上している（図2参照）。

図1 回収率の推移(202001-202105)

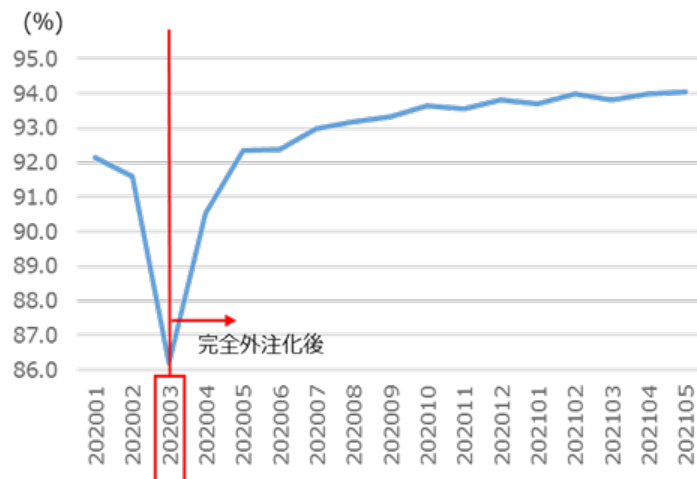


図2 オンライン回答率の推移(202001-202105)



※回収率は、調査票有効回収数/調査客体数、オンライン回答率は、オンライン回答数/調査票有効回収数でそれぞれ算出。

(2) 将来的な母集団名簿の整備について

- 本調査の透明性の確保・向上を図る観点から、母集団名簿として使用している情報の概要や、報告者数の選定時点を調査計画に追記することについて、本委員会点検検証部会における審議状況も踏まえつつ、検討すること。また、本調査の精度を確保する観点から、経済構造実態調査に工業統計調査が包摂された場合、本調査の母集団名簿の作成方法に影響が生じる可能性があるため、将来的な母集団名簿の整備方法について、経済構造実態調査の見直し状況も踏まえ、検討すること。

- 報告者の選定方法については、以下のとおり、今回の変更計画において、記載の明確化を図った。

変更前	変更後
規模以上悉皆調査 抽出方法：調査業種ごとに従事者規模により裾切りを行う	以下の情報を基に別表第1に掲げる生産品目別の事業所名簿を毎年作成し、別表第1で生産品目別に掲げる従業者規模以上の事業所について悉皆調査を行う。 1. 調査実施時期に利用可能な最新の工業統計調査、経済センサス-活動調査及び経済構造実態調査の調査票情報を基に作成した製造業における品目別産出事業所名簿 2. ①報道・IR情報などの公開情報、②報告者、③都府県・地方経済産業局・業界団体等から得られる、事業所の状況変化（従業者規模の降下、転業、統廃合等）に係る情報

- 将来的な母集団名簿の整備方法については、工業統計調査の包摂を含む、見直し後の経済構造実態調査の実施結果を今後検証の上、検討したい。

(3) 国民経済計算の精度向上に向けた調査対象品目の追加等について

- 「サービス用機器」のうち、本調査の対象とはなっていないパチンコ・スロットマシンについて、内閣府における検討・検証の結果、推計による対応が困難と判明した場合、本調査の調査対象品目の追加に向けた実査可能性を検討し、可能な限り早期に結論を得ること。また、工業統計調査と本調査の定義が同一となっているにもかかわらず、両調査結果にかい離が生じている、半導体製造装置のウェーハプロセス用処理装置及び建設・鉱山機械の建設用クレーンについて、早急にその原因を究明し、必要な改善方策を講じること。

- パチンコ・スロットマシンについては、国民経済計算体系的整備部会（令和2年11月19日開催）において議論した結果、内閣府が入手した業界統計を基に検討を行うこととなった。
- 半導体製造装置及び建設・鉱山機械については、同部会（令和元年6月14日及び同2年3月17日開催）において、工業統計調査と本調査でのかい離要因を報告・議論した結果、調査の目的や調査時点が異なることにより、同一報告者から得られる値が異なるため、解消は難しいとの結論とされた。